

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第92号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「入札書」を「入札データ」に、「日時までに到達しない」を「日時に遅れて到達した」に改め、同条第3号中「とき」の右に「（再度入札（令第167条の8第3項の規定による再度の入札をいう。以下同じ。）を行う場合を除く。）」を加え、同条第4号中「2通以上の入札をした」を「2以上の入札データ又は入札書を到達させた」に改め、同条第9号を同条第13号とし、同条第8号を同条第12号とし、同条第7号中「主要事項」を「入札書の主要事項」に、「またはもれている」を「又は記載の漏れがある」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号中「金額」を「入札書の金額」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号中「入札者」を「入札書に入札者」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 入札者がインターネットを利用して入札データを送信した場合において、当該入札データの到達の日時において有効な電子署名及び電子証明書が付されていないとき。
- (6) 入札者が入札端末機を使用して入札データを送信しようとする場合において、入札端末機利用者カード及びパスワードによる本人確認を受けていないとき。
- (7) 入札端末機利用者カードの交付を受けた者以外の者が、当該入札端末機利用者

カードを使用したとき。

(8) 入札書の提出又は書留郵便による到達が市長の定める日時に遅れたとき。

第6条を第6条の2とし、第5条の次に次の1条を加える。

(入札の方法)

第6条 一般競争入札は、電子入札システム（公告、入札、開札その他の入札に係る情報を入力し、又は收受し、及び処理するための電子計算機、ソフトウェア及び付属機器から構成される情報システムで、本市が製作したものをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。ただし、電子入札システムを休止するとき、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第28条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他別に定めるときは、この限りでない。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用することにより、市長が定める日時までに、入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を電子入札システムに到達させなければならない。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用して入札データを送信しようとするときは、当該入札データに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、かつ、認定認証事業者（同法第8条本文に規定する認定認証事業者をいう。）が作成した電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものである

ことを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。)を付さなければならない。

- 4 一般競争入札に参加しようとする者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとするときは、入札端末機利用者カード(入札端末機の利用者を特定するために市長が発行する磁気カードをいう。以下同じ。)に記録された電磁的記録を入札端末機に読み取らせ、パスワード(入札者を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を入力することにより、本人確認を受けなければならない。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の4を第8条とする。

第12条第2項中「予定価格」の右に「並びに入札者の数又は商号及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)」を加える。

第13条第3項中「工事の請負契約(第1項本文の規定により定めた予定価格が別に定める額以上であるものに限る。)」を「契約」に、「同項本文」を「第1項本文」に改める。

第15条第1項中「令第167条の8第3項の規定による再度の入札(以下「」及び「」という。)」を削り、「を限度として」を「に限り」に改め、同条3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度入札を行わない。

第17条中「口頭または文書で」を「インターネットを利用し、又は口頭若しくは文書により」に改める。

第24条の2中「指名競争入札に」を「指名競争入札を行う前に入札者の数又は商号及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)を公表した場合に」に改める。

第26条の2中「特別な理由がある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 令第167条の2第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。
- (2) 新聞、雑誌その他の定期刊行物を1月以上継続して購入する契約で、1月当たりの代金が10,000円以下のもの（当該定期刊行物を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

第28条の6第5項中「終了前に」の右に「入札データ又は」を加え、「として、」の右に「当該入札データ又は」を加える。

第28条の7に次の1項を加える。

- 2 特定調達契約につき書留郵便による入札を行おうとする者は、市長が定める日時までに、入札書を市長に提出しなければならない。

第52条の見出しを「(履行後の補償)」に改め、同条第1項中「1年」を「当該契約で定める期間」に、「責」を「責め」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、契約の相手方が前項の規定に違反したときは、相手方の費用負担において第三者にこれを履行させることがある。

第52条第3項を削る。

第53条を次のように改める。

(かし担保責任の特例等)

第53条 契約の相手方は、当該契約で定める期間、売買又は仕事の目的物のかしにつ

いて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負わなければならない。

2 前条第2項の規定は、契約の相手方が前項の義務を履行しない場合について準用する。

第63条中「選任するよう」を「選任し、又は選任しないよう」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(理財局財務部調度課)